

令和5年3月20日

新城市長 下 江 洋 行 様

新城市市民自治会議

会長 鈴 木 誠

新城市自治基本条例の運用上の成果と課題について（答申）

令和4年6月2日付け新市自8・2・1にて諮問のありましたこのことについて、検討した結果を下記のとおり答申します。

記

1 新城市自治基本条例の運用上の成果と課題について

新城市自治基本条例は、市民、議会及び行政が相互理解と信頼のもと、お互いが果たしていくべき責務や役割などを明らかにし、さらに、それらが協働していくことで、市民主体のまちづくりを図ろうとするものである。

平成25年度に新城市自治基本条例が施行されてから、本年度で10年目となる。本年度は、新城市自治基本条例制定後に制定された新城市独自の条例や計画などについて、新城市自治基本条例の理念がどのように反映されているかを検証した。具体的には、条例やそれに基づく計画などについて、その構想段階、計画段階、策定・運用段階において、どのように市民参加の機会が設けられていたのかを調査した。

その結果、新城市自治基本条例の理念に従い、条例の制定や計画の作成において、様々な段階で、様々な市民参加の手法が取られていたことが分かった。例えば、各地域自治区の地域計画を構想・計画する段階では、茶話会の実施やアンケートにより、地域住民の意見を広く募集し、計画に反映している。また、第2次新城市森づくり基本計画をはじめとする各種計画や市の方針決定においては、審議会委員を公募したり、パブリックコメントを実施するなどして、市民参加の機会を確保していた。

一方で、新城市自治基本条例及びその理念が、必ずしも市職員に浸透しているわけではなく、市民に関わる施策のうち、一部の施策においては、市民への情報共有が不十分であるものがあり、新城市自治基本条例がうまく活用されていない事例もあるとの意見があった。

また、市民についても新城市自治基本条例及びその理念についての理解が進んでおらず、行政は、特に若い世代へ分かりやすく情報共有できていないという意見があった。

私たちは、こうした調査及び検討を踏まえ、新城市自治基本条例やその解説書、新城市市民自治会議条例に規定される新城市市民自治会議の所掌事務について見直しを行った。

今後、市民、議会及び行政が、新城市自治基本条例を適切に運用していけるように、次の事項について検討されたい。

(1) 新城市自治基本条例の解説書について、市民に伝わりやすい表現や文章となるよう、次の諸点を参考にして、見直していただきたい。

- 文章の構成が間違っている箇所やわかりにくい文章が散見されるため、解説書の全文を見直し、市民の感覚でなじみやすい文章に改めること。
- 前文の説明欄に、「この条例は理念条例であり、制定されたことによってすぐに市民生活が変わるということはありませんが、市民、議会及び行政の3者がお互いに果たしていくべき責務や役割などを明らかにし、お互いに腹を割って話し合い、協力して、新城市が元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちとなるよう市民主体のまちづくりの実現を図ろうとするものです」という旨を記載すること。
- 第7条の説明欄に、子どもがまちづくりに参加する機会として、具体例を記載すること。
- 第14条第2項に規定されている「市は、市民の多様な参加の機会を設けます。」について、参加の機会の具体例を説明欄に記載すること。
- 第24条第1項に規定する新城市市民自治会議が行う「新城市自治基本条例の実効性を確保」について、具体的方法などを説明欄に記載すること。
- 第24条の説明欄に、附属機関の位置付けを図で記載し、執行機関と附属機関などの関係性を示すこと。

(2) 新城市市民自治会議の所掌事務について、以下の点について見直しを行っていただきたい。

- 新城市市民自治会議条例第2条第1項1号に規定する「条例の運用及び普及に関すること。」について、「条例の運用」とは、市の全般的な施策が新城市自治基本条例の目的や基本原則などに則して行われることを言い、新城市市民自治会議は、それについて調査・検討・協議・提言するあるいは、市長からの諮問に答申することで、条例の実効性を確保できると考える。

また、「条例の普及」については、新城市自治基本条例が施行された

平成25年度は、新城市自治基本条例の理念や意義を共有していく時期で、条例を普及することや知ってもらうことに情熱をかけていた時期であったことから当時の新城市市民自治会議の仕事として新城市自治基本条例の普及という言葉が出てきたと考えられる。新城市自治基本条例が施行され10年が経過したことや「条例の普及」に関することについても、「条例の運用」の範疇と考えられることから、新城市市民自治会議の所掌事務として「条例の普及」は規定しなくてもいいと考える。したがって、新城市市民自治会議条例第2条第1項1号は、「条例の運用に関する市長への提言」とすることを検討されたい。

- 新城市市民自治会議の議事録を確認すると、新城市自治基本条例及び新城市市民自治会議条例制定当時は、市民まちづくり集会実行委員会から全く想定していないようなテーマが出されることや過激な運営をされてしまうことを心配し、新城市市民自治会議においてその内容を把握し、適切な提言をするという狙いがあったと思われる。しかし、市民まちづくり集会実行委員会で提案された内容を受け、検討し、最終決定するのは市長である。

また、地域協議会や若者議会、総合計画審議会など市民参加の仕組みが増えてきた中で、市民まちづくり集会もそういった市民参加の仕組みの一つであり、新城市自治基本条例の運用の一つと考えられる。

これらのことから、新城市市民自治会議の所掌事務として、市民まちづくり集会を規定する必要はないと考える。むしろ、市民まちづくり集会のみを規定することで、新城市市民自治会議の仕事があいまいになってくる可能性もある。他の市民参加の仕組みと同様、新城市市民自治会議において検討すべきことがあれば、条例の運用の中で検討するか市長からの諮問を受け検討することでよいと考える。したがって、新城市市民自治会議条例第2条第1項3号は、削除することを検討されたい。

- (3) 新城市自治基本条例が、より一層活用されていくように、取り組んでいただきたい。具体的な取組例としては、次のとおりである。

- 議会及び行政が市政運営において市民の参加の機会を確保していくにあたり、市民自らまちづくりに関わっていく意識を形成していく必要がある。特に小学生、中学生及び高校生などに対して新城市自治基本条例を運用し、まちづくりに参加してもらうことが大切である。

これらのことから、代表区長会や若者議会などの市が開催する会議などにおいて、新城市自治基本条例に関する説明の時間を設けるほか、小学生などが理解できるような内容の講座の実施を検討されたい。

- 市が策定した新城市市民参加手続きガイドラインに則して市政への市

民参加の機会確保を着実に実施していただきたい。

- (4) 今後、新城市自治基本条例を見直す際は、条例に記載されている内容についてニューキャッスルアライアンスなどを活用し、国際的な観点で評価をしていただくことを検討されたい。